

戦没者等の遺族の皆さんへ

# 特別弔慰金が 支給されます

戦没者等の死亡当時の遺族で、平成17年4月1日現在、公務扶助料や遺族年金等を受ける人（戦没者等の妻や父母など）がいない場合に、特別弔慰金が支給されます。

## ◇支給

40万円相当の国債

## ◇対象

- 戦没者等の死亡当時の遺族で、次の優先順位の1人
- (1) 平成17年4月1日までに弔慰金の受給権を取得した人
  - (2) 戦没者等の子
  - (3) 戦没者等と生計関係を有していた①父母②孫③祖父母④兄弟姉妹（平成17年4月1日現在、婚姻により姓が変わっている人または、遺族以外の人と養子縁組をしている人は除く）
  - (4) 前記3以外の①父母②孫③祖父母④兄弟姉妹
  - (5) 前記(1)～(4)以外の3親等以内の親族（戦没者等の死亡時まで引き続き1年以上生計関係を有していた人に限る）

## ◇請求期間

平成17年4月1日～平成20年3月31日

## ◇必要書類

- 1、請求書
  - 2、現況申立書
  - 3、請求同意書または同意書を提出できない旨の申立書
  - 4、印鑑等届出書
- ※市役所本庁および振興局窓口にあります。

## 《問い合わせ》

社会福祉課社会係 ☎22-3974

## ◇請求先

～佐伯地域に住んでいる人～

次の日程で、校区ごとに請求・相談を受け付けます。

- 受付窓口…社会福祉課社会係（市役所本庁舎1階14番窓口）
- 受付時間…9時～16時

## ■特別弔慰金を受けたことのある人

（第6回・7回弔慰金受給者）

請求書受付

	日 時	受付校区
6月	20日(月)、21日(火)	佐伯
	22日(水)～24日(金)	渡町台
	27日(月)、28日(火)	佐伯東
	29日(水)、30日(木)	上堅田
7月	1日(金)	大入島・青山
	4日(月)～7日(木)	鶴岡
	8日(金)	木立
	11日(月)、12日(火)	八幡
	13日(水)	西上浦
	14日(木)、15日(金)	下堅田
	19日(火)～22日(金)	予備日

## ■初めて請求する人

請求書・相談受付

	日 時	受付校区
7月	25日(月)	佐伯
	26日(火)	渡町台
	27日(水)	佐伯東・上堅田
	28日(木)	鶴岡
	29日(金)	大入島・青山・木立
8月	1日(月)	八幡
	2日(火)	西上浦
	3日(水)	下堅田
	4日(木)、5日(金)	予備日

請求書受付

	日 時	受付校区
8月	8日(月)	佐伯
	9日(火)	渡町台
	10日(水)	佐伯東・上堅田
	22日(月)	鶴岡
	23日(火)	大入島・青山
	24日(水)	木立
	25日(木)	八幡
	26日(金)	西上浦
	29日(月)	下堅田
	30日(火)	予備日

～その他の地域に住んでいる人～

住所を管轄する振興局に申請してください。各振興局ごとに受付方法が異なりますので、詳しくはお問い合わせください。

受付開始日…6月20日（月）

振興局	受付時間	受付場所
上浦	8時30分～17時	上浦保健センター
弥生		福祉保健室
本匠		
宇目	9時～17時	福祉保健室
直川	8時30分～17時	福祉保健室
鶴見	9時～16時	市民生活室
米水津	8時30分～17時	福祉保健室
蒲江		